

令和3年度鳥取県食品衛生監視指導計画(案)に係るパブリックコメントの実施結果について

令和3年3月24日
くらしの安心推進課

食品衛生法第24条に基づく「令和3年度鳥取県食品衛生監視指導計画」の策定にあたり、広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを実施したので、結果を報告する。

【鳥取県食品衛生監視指導計画について】

県内に流通する食品等の監視指導、食品取扱事業者への指導及び消費者に対する食品衛生の啓発等の実施方法及び実施内容を定め、これを実施することにより食品の安全性確保を図るものである。

1 実施結果

- (1) 意見募集期間：令和3年2月12日（金）～3月5日（金）（22日間）
- (2) 意見総数：延べ7件（団体1組、個人2名）
- (3) 主な意見と対応方針
寄せられた意見の多くは、既に計画に盛込済の指導・支援内容に関するものであった。

対応の区分：盛込済（◎）、反映した（○）、その他（―）

項目	意見の内容	県の対応方針（案）	対応
監視指導・食品検査	○アニサキスやカンピロバクター食中毒が増加したことから食中毒予防対策強化が必要と考えるが、次年度はどのように対策強化を図るのか教えてほしい。	・アニサキス及びカンピロバクター共に食中毒予防方法が確立しており、食中毒発生はその不徹底によるものであることから、令和3年度HACCPに沿った衛生管理の導入にあわせて指導するのでその旨を追記する。	○
	○残留農薬等に係る食品選別で参考にする違反事例の多い輸入農産物には、どのような食品がどのくらいあるのか。また、違反している場合の対応はどのようなものか教えてほしい。	・過去8年間に柑橘類に使用される防カビ剤の基準超過違反が1件あった。違反食品の流通を確認した場合、他自治体と連携して違反食品の流通状況を調査するとともに、輸入者等に対して食品衛生法に基づき当該食品の回収等を指導して被害拡大の防止措置を講じる。	―
	○中部管内で、9月及び2月に輸入野菜・果実の残留農薬検査が、11月に鮮魚介類の水銀検査がないことから計画してほしい。	・輸入野菜・果実の残留農薬検査については、流通に管轄による差異が認められないことから、より流通量の多い西部管内で検査食品を選別する。鮮魚介類の水銀検査についても、水揚量や流通状況を勘案して頻度や件数を割り振りしており、引き続き、対象食品の県内流通状況等を勘案して次年度の検査計画策定を検討する。	―
リスクコミュニケーション	○新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、これまで以上に創意工夫して意見交換や交流の場を積極的に提供してほしい。	・出前講座の開催や新聞、HP等の既存の広報媒体による情報提供に加えて、これまで以上に意見交換が可能なSNSを活用した情報発信の充実を図っていく。	◎
	○感染症胃腸炎患者届出数を参考にノロウイルス食中毒の注意喚起を行うとあるが、カンピロバクター等の注意喚起も行ってほしい。	・食中毒原因全般も計画のとおり通年を通して注意喚起する。その上でノロウイルスは感染症の原因にもなり得ることから、感染流行状況も注視しながら適宜、注意喚起していく。	◎
その他	○食品ロスが減少するように推進してほしい。	・本県では飲食店や小売店に「とっとり食べきり協力店」の登録を募って食品ロス削減につながる取組みを推進している。（意見は担当課へ伝達済）	―
	○エシカル消費を推進してほしい。	・本県では、講座や事業者と連携した啓発イベントの開催等で、環境、人や社会、地域にやさしいエシカル消費への理解や実践を働きかけている。（意見は担当課へ伝達済）	―

2 今後のスケジュール（予定）

令和3年3月末 計画の策定及び公表